

## 一般社団法人 日本専門看護師協議会 理事選出に関する細則

### (目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本専門看護師協議会定款第5章役員第 22 条の規定に基づき、理事の選出に関し必要な事項を定めるものである。

### (選挙権)

第 2 条 社員(評議員)は選挙権を有する。

### (被選挙権)

第 3 条 この選挙の被選挙人は、当該年度に選出された社員(評議員)とする。

### (定数)

第 4 条 選ばれた社員(評議員)の中から理事を互選する。

2 社員(評議員)名簿から各分野の理事を選出する。

3 社員(評議員)10名の分野では4名、5名以上9名以下の分野では2名、4名以下の分野では1名の理事を選出する。

4 前項の規定にかかわらず、各分野の理事が定数に満たない場合は、他の分野から定数を越えて選出することを妨げない。

### (投票)

第 5 条 理事の選出は、郵送あるいは Web による無記名投票とする。

2 社員(評議員)名簿から各分野の理事を選出する。

3 理事選出の定数分の票数を投票する。

### (当選者)

第 6 条 この選挙の当選者は、分野ごとに、投票を多数得た者から順に理事を選出する。

2 同数の有効投票を得た者については、正会員歴の長い順とし、正会員歴が同等の場合は生年月日が早い者とする。

3 選出された者が定まった時は、選挙管理委員会が選出された者にその旨を通知し、その承諾を得る。

4 選出された者が事情により辞退した時は、次点の者から順に繰り上げて当選者とする。

5 理事が定数に満たない分野が生じる場合は、各分野の次点の者のうち、投票を多数得た者から順に繰り上げて当選者とする。

6 なおかつ理事が定数に満たない分野が生じる場合は、理事承諾者および辞退者を除く者を被選挙人として、再選挙を行う。

### (欠員の補充)

第 7 条 理事に欠員を生じたときは、理事選挙における次点者をもって補充する。

### (選出規程の変更)

第 8 条 この選出規程は、理事会の議を経、社員(評議員)総会の承認を得なければ変更することができない。

(附則)

この選出規程は、平成 30 年 9 月 19 日から施行する。

(附則)

この選出規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

(附則)

令和 5 年 2 月実施の選挙に関しては、再選挙を行う。被選挙人は、理事承諾者および辞退者を除く社員(評議員)、「理事選出に関する細則」(附則)に基づく再選挙で選出された社員(評議員)とする。また、再選挙で選出された理事は、令和 4 年度社員(評議員)による臨時評議員総会の決議によって選任する。